

「共用 LAN システムに係る運用支援業務」に係る参加要項

第1条 「共用LANシステムに係る運用支援業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記4に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記3に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対し通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容（件名）

共用LANシステムに係る運用支援業務

2. 契約期間

2021年10月1日から2023年9月30日まで

3. 提出書類・部数

企画提案書（仕様書及び記7. 評価項目参照）

- ・紙媒体（法人名入）： 2部（正副各1部）
- ・紙媒体（法人名無）： 13部
- ・CD-R : 2部

4. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 情報化統括推進室
（担当：遠藤・滝本）

東京千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル19階西
電話：03-3506-9485（内線2235/2236）

(2) 提出期日

令和3年8月10日（火） 17時00分（必着）

(3) 提出方法

直接持参を原則の場合は、平日の9：30～17：00に上記（1）まで提出すること。郵送による提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

(4) 選定

提出書類に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、評価基準書に基づき選定する。提案書による説明として、プレゼンテーションを1者あたり20分程度（質疑応答・評価採点時間を含む）実施するものとする。

価格点及び技術点の合算による総合評価落札方式により、最も点数の高かった事業者を選定する。

5. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。提出書類は営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。また、入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

6. 開札及びプレゼンテーション

日時：2021年8月18日（水） 13：30～（開札）
14：00～（プレゼンテーション）
場所：医薬品医療機器総合機構会議室2（開札）
同 会議室1（プレゼンテーション）

7. 開札札及びプレゼンテーションの手順

- (1) 価格入札を実施。入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、プレゼンテーションに進めない。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- (2) 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、技術審査として、企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
- (3) 参加者は機構選定委員から質疑を受ける。
- (4) 選定委員は、上記（2）及び（3）の結果を審議する。
- (5) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- (6) PMDAは各参加者が入札した価格とPMDA算定の予定価格により、各参加者の価格

点を決定する。

- (7) PMDAは、上記(5)及び(6)の合計点を算出し、最高点を得た参加者を選定する。結果については速やかに参加者全員に通知する。
- (8) 最高点を得た者が、入札際著しく低い価格にて入札した場合には、PMDAが調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者との契約を結ぶことはせず、次点の者と契約を結ぶこととする。また、次点の者についても同様とする。

8. 入札実施日時

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 入札公告 | 2021年6月25日(金) |
| ↓ | |
| (2) 企画提案書提出 | 2021年8月10日(火) |
| ↓ | |
| (3) 入札、プレゼンテーション | 2021年8月18日(水) |
| ↓ | |
| (4) 落札予定者決定 | 2021年8月18日(水) |

「共用LANシステム等に係る運用支援業務」評価基準書

(価格点)

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|------|----|---|------|
| 1 | 価格 | 価格点 = 1, 200 (価格点の満点) × [1 - (入札価格 / 予定価格)] | 1200 |

(技術点)

技術点は企画提案書内に記載があれば満点、記載がなければ0点とする。評価基準欄内に個別の記載がある場合は、その指示に従うこと。

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|------|--------|---|-----|
| 1 | 提案者の概要 | 1) 提案者の名称、代表者の氏名、所在地、提案者の照会先としての所属、連絡担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレスが明記されているか。 2) 会社経歴書及び提案者概要を紹介する会社パンフレット等の添付があるか。 | 必須 |
| 2 | 提案内容 | 1) 調達概要及び内容を理解した上で、提案者の本調達全体の遂行に当たっての基本的考え方(取り組み方針)が記載されているか。 2) 本評価項目表の各項に該当する項目について、提案書中の記載箇所と対応づけて <u>全て</u> 記載しているか。 | 必須 |
| 3 | 作業内容 | 1) 仕様書「3 作業の実施内容に関する事項」を参照し、共用LANの運用管理に最適な作業内容を実現する方法等が具体的かつ詳細に記載されているか。 2) 仕様書「別紙3 業務要件」について、仕様書の要求要件をすべて満たしていることが明確にされているか。 | 必須 |
| | | 仕様書「別紙3 業務要件」を実施する上で、時間短縮やセキュリティレベル向上、作業の効率化に資する有用な提案が記載されていること。各提案について、着手から完了までに想定する工期を記載すること。ただし共用LANシステムのシステム構成において実現可能なものとする。 (提案1件あたり30点、最大300点) | 300 |
| 4 | 引継ぎ | 仕様書の「3 (1) ⑤ 引継ぎ」を参照し、次期運用管理支援作業請負事業者との引継ぎを円滑に行うことができる方法や体制等が具体的かつ詳細に記載されているか。 | 必須 |
| | | 引継ぎ期間内に引継ぎが円滑に終了するための方法が、具体的に記載されているか。 | 40 |
| | | 通常運用に極力支障を及ぼさないように配慮された方法が、具体的に記載されているか。 | 40 |
| | | 平素から引継ぎを見据えた資料作りを行うことが記載されているか。 | 30 |

| | | | |
|---|-----------|---|----|
| 5 | 作業体制・実施方法 | 1) 仕様書「5 作業の実施体制・方法に関する事項」に定める要員を確保し、作業実施体制が具体的かつ詳細に記載されているか。 2) 体制表に職種・役割分担等の要員数、専任・兼務等の別が含まれているか。 3) 履行期間中に体制（要員）を変更する場合の段取りについて明記されているか。 4) 他の受託事業者との相互協力関係における作業分担（連絡、指示、手配及び問い合わせ等）が明記されているか。 5) 運用管理体制図を作成し、機構側の体制のほか、ベンダー、メーカー及び保守業者（具体的な名称は必要としない）の現地作業者との連携や指示内容等が明らかとなる体制内容が明記されているか。 | 必須 |
| | | 本作業を迅速かつ円滑に遂行するために、適切かつ十分な要員数が確保されているか。 | 30 |
| | | 作業内容ごとに要員の責任範囲や役割分担が明確に区分けされ、具体的かつ詳細に提案されているか。 | 10 |
| | | 他の受託事業者との相互協力関係における作業分担が具体的かつ詳細に提案されているか。 | 10 |
| | | 必要以上に機構が負担を負わないように配慮された提案があるか。 | 10 |
| | | 各作業について、内容や負荷に応じて柔軟に対応できるような体制の提案があるか（4月人事異動時の対応（要員増）等）。 | 10 |
| 6 | 遠隔地対応 | 1) 関西支部へ出向して対応する場合に対応を担当する拠点の所在地と到達時間（見込み）が明記されているか。 2) 通常時の交通手段が使えない場合等を想定した代替の手段について明記されているか。 | 必須 |
| | | 関西支部対応の際に利用可能な拠点を近畿圏に有しているか。有していない場合は、通常の移動手段が使えない場合を想定した経路があるか。 | 30 |
| 7 | 責任者のスキル等 | 1) プロジェクト責任者の能力・経歴等が具体的かつ詳細に記載されているか。（氏名、職位、マネジメント経験年数、経験業種、経験業務、経験システム経験年数及び経験内容等） 2) プロジェクト責任者として保有する資格について記載し、客観的に証明できる証明書等（写）が資格毎に添付されているか。 | 必須 |
| | | プロジェクト責任者として十分な経歴を有しているか。（責任者としての実績年数、類似案件実績等） | 40 |
| | | プロジェクト責任者が以下の資格を有しているか（1項目20点） ・PMI主催のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル経験（PMP）またはIPAの情報処理技術者試験（PM） ・ITIL認定資格（Intermediate以上） | 40 |
| 8 | 管理者のスキル等 | 1) プロジェクト管理者の能力・経歴等が具体的かつ詳細に記載されているか。（氏名、職位、マネジメント経験年数、経験業種、経験業務、経験システム、経験年数、及び経験内容等） 2) プロジェクト管理者として保有する資格について記載し、客観的に証明できる証明書等（写）が資格毎に添付されているか。 | 必須 |
| | | プロジェクト管理者として十分な経歴を有している（管理者としての実績年数、類似案件実績等） | 40 |
| | | プロジェクト管理者が以下の資格を有しているか（1項目20点） ・情報技術者試験（PM） ・ITIL認定資格（Foundation以上） | 40 |

| | | | |
|----|--|---|----|
| 9 | 作業者のスキル等 | 1) 常駐作業員（管理者を除く。）の能力・経歴等が具体的かつ詳細に記載されているか。（氏名、経験業種、経験業務、経験システム、経験年数、経験内容及び保有する資格等） 2) 常駐作業員として保有する資格について記載し、客観的に証明できる証明書等（写）が資格毎に添付されているか。 | 必須 |
| | | 本システムで使用するSKYSEA Client Viewの使用経験が3年以上ある常駐作業員が1名以上選任されているか。 | 必須 |
| | | 類似業務の経験年数が3年以上である常駐作業員の割合。（全員が満たしていれば満点、半数以上満たせば10点） | 20 |
| | | 常駐作業員全員が下記資格を1つ以上保有するか。 ・情報技術者試験（FEまたはAP） | 20 |
| | | 下記資格または業務経験を常駐作業員で満たせるか。ただし一人で全項目を満たす必要はない。（各20点、計60点満点） ・情報処理技術者(NW) またはCCNP ・イーサネットスイッチのMACアドレスベース認証の運用経験があること。 ・コントローラベースの無線LAN製品のソフトウェアアップデートの運用経験があること。 | 60 |
| | | 下記資格または業務経験を常駐作業員で満たせるか。ただし一人で全項目を満たす必要はない。（各20点、計60点満点） ・情報処理安全確保支援士（SC） ・TrendMicroのDeepSecurityのマルウェア検出機能のポリシーを設定した経験があること。 ・Windows Serverの証明機関機能によるプライベート認証局の運用経験があること。 | 60 |
| | | 下記資格または業務経験を常駐作業員で満たせるか。（各20点、計40点満点） ・LPIC レベル3の「LPI-303 Security」資格 ・Linuxのrsyslogの運用経験があること。 | 50 |
| | 本システムで使用するServiceDeskPlusのユーザー入力項目について、カスタマイズの経験がある常駐作業員が1名以上いること。 | 10 | |
| 10 | セキュリティ | 1) 仕様書を十分に理解し、仕様書「9 情報セキュリティ管理」及び別紙3 業務要件「6. セキュリティレベルの確保」も参照した上で、情報セキュリティを確保するための体制及び実施内容が具体的かつ詳細に記載されているか。 2) 情報セキュリティ等に関する社内教育が実施されているか。 3) 情報セキュリティの確保に関する社内規程等（社内規程や誓約書等）が添付されているか。（機密性を要する事項については非開示で構わないが、規定されていることを証すること） | 必須 |
| | | 共用LANシステムの環境において、C2サーバとの通信、ファイルレスマルウェアの挙動を調査可能なスキルを持つ人が体制に含まれていること。ただし常駐作業員とする必要はなく、実際の調査時に動員可能であればよい。 | 50 |
| 11 | セキュリティ（資格） | 仕様書「8（1）入札参加要件 ①～③」に掲げる各種資格を取得しているか。（証明書の添付必須） | 必須 |
| | | その他の情報セキュリティに関する資格を取得しているか。（証明書の添付必須） | 30 |

| | | | |
|----|----------------------------|---|-----|
| 12 | 類似業務実績 | <p>本案件に類似するネットワークシステム等の運用管理支援業務（ヘルプデスク及び保守作業の支援を含む）について、これまでに請け負った実績があるか。また、本案件に選任された要員に下記の実績等があるか。（各40点、計160点満点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー数1,000人規模での実績がある ・Microsoft Exchange Onlineでの運用実績がある ・Microsoft Exchange OnlineとOutlook2016以降のバージョンでの組み合わせにより構築された環境の運用実績がある ・Microsoft IntuneによるMDM/MAMの運用実績があること。 | 160 |
| 14 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（※2） | 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） | 30 |
| | | 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） | 20 |
| | | 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） | 20 |

1. 価格点1, 200点満点、技術点1, 200点満点（1：1）とする。

2. 必須項目については、全て満たしていることを条件とする。他の項目の点数に関わらず、必須項目を1つでも満たしていない場合は失格とする。